

4月から

後期高齢者医療制度が

始まります

4月から現在の老人保健制度に代わり、「後期高齢者医療制度」が始まります。

埼玉県では、県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合がこの新たな医療制度を運営し、町は保険料の徴収、届出の受付、保険証の引き渡しなど、被保険者の皆さんにとって身近な窓口業務を行います。

対象者(被保険者)はだれ？

- ・75歳以上のかた
 - ・65歳以上75歳未満で一定の障害のあるかた
- ※現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。

保険料はどうなるの？

保険料は、均等割額(被保険者全員が均等に負担する部分)と所得割額(被保険者の所得に応じて負担する部分)の合計で、被保険者一人ごとに計算されます。

原則として年金からあらかじめ差し引かれますが、これまで社会保険などに加入していたかたの被扶養者であったかたは、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し(無料)、10月から平成21年3月までは9割軽減されます。

この凍結、軽減は国民健康保険に加入されていたかたには適用されません。

医者にかかるときは？

医者にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。窓口では、現在の老人保険制度と同様、かかった医療費の一部(1割。ただし、現役並み所得者は3割)を負担していただきます。

新しい被保険者証の交付

3月末までにお手元にお届けします。今までお使いの保険証・老人保健医療受給者証は3月末日で使えなくなります。

なお、現在限度額適用標準負担減額認定証をお持ちのかたには別便にて新認定証をお届けします。

埼玉県の保険料

- ・所得割額 [総所得金額－基礎控除額33万円]×7.96%
- ・均等割額 42,530円

均等割額の軽減措置

被保険者と世帯主の前年の総所得金額	軽減率	均等割額
33万円以下の場合	7割	12,750円
33万円＋[24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]以下の場合	5割	21,260円
33万円＋(35万円×被保険者数)以下の場合	2割	34,020円

※保険料(年額)の上限は50万円です。



例1) 75歳ひとり暮らしのかたで、年金収入79万円の場合

総所得金額	0円	[79万円(年金収入)－120万円(公的年金控除)]
所得割額	0円	[0円(総所得金額)－33万円(基礎控除)×7.96%]
均等割額	12,750円	(7割軽減)
保険料(年額)	12,750円	

例2) 夫(世帯主)78歳は年金収入208万円(厚生年金受給者の平均)で、妻75歳の年金収入79万円の場合

●夫の保険料

総所得金額	88万円	[208万(年金収入)－120万(公的年金控除)]
所得割額	43,780円	[88万円(総所得金額)－33万円(基礎控除)×7.96%]
均等割額	34,020円	(2割軽減)
保険料(年額)	77,800円	

●妻の保険料

総所得金額	0円	[79万円(年金収入)－120万円(公的年金控除)]
所得割額	0円	[0円(総所得金額)－33万円(基礎控除)×7.96%]
均等割額	34,020円	(2割軽減)
保険料	34,020円	